○・一ミリリットルを注射する。

二　検査の反応が、陽性である場合には四十二日以上六十日以内の間隔をおいて、疑反応である場合には十四日以上六十日以内の間隔をおいて、再度ツベルクリン検査を行う。

2　剖検及び病理組織検査並びに細菌検査又は組織検体の遺伝子検査

結核病の疑似患畜について行う。

3　1及び2以外の検査

一　疫学的検査

二　臨床検査

三　その他必要と認める検査

2　注射前における注射部位の皮膚の厚さの測定と注射後における注射部位の皮膚の厚さの測定は、やむをえない事由がある場合のほかは、同一人が行うこと。

3　腫脹の差が五ミリメートル以上であつて硬結を伴うものを陽性、腫脹の差が三ミリメートル以下であつて硬結を伴わないものを陰性、陽性及び陰性でないものを疑反応とすること。

4　ツベルクリンの注射後四十八時間を経過した時における注射部位の皮膚の厚さと注射前における同部位の皮膚の厚さとの差が五ミリメートル以上であつて硬結を伴うものは、その時において陽性の判定をすることができる。

5　結核病の疑似患畜の判定をした日に当該疑似患畜と同じ農場で飼養されている牛（当該疑似患畜と判定するに至つたツベルクリン検査を当該疑似患畜と同時に実施した牛を除く。）については、ツベルクリン検査を行うこと。この場合においては、方法の欄の1の二にかかわらず、再度のツベルクリン検査は行わないこと。

6　結核病の患畜の判定をした日に当該患畜と同じ農場で飼養されており、又は当該患畜と同じ農場で飼養されていたことがある牛（5の牛に該当する牛を除く。）については、ツベルクリン検査を行うこと。この場合においては、方法の欄の1の二にかかわらず、再度のツベルクリン検査は行わないこと。

であり、かつ、方法の欄の3の検査により結核病にかかつている疑いがあると診断できるもの

次のいずれかに該当するものは、結核病の疑似患畜とする。

一　二回のツベルクリン検査の反応が、いずれも陰性でないもの

二　要領の欄の6のツベルクリン検査の反応が陰性でないもの

3　1及び2に該当しないものは、結核病の患畜又は疑似患畜でないものとする。

はツベルクリン原液とし、山羊にあつては五十％ツベルクリン液とし、注射量は、〇・一ｃｃとする。

ロ　注射部位は、尾根部の一側の皺壁（すうへき）の軟部を消毒用アルコールで十分消毒した後皮内に注射するものとする。

皮下注射法

注射に用いるツベルクリンは、〇・五％石炭酸水でツベルクリンの原液を十倍に薄めたものとし、注射量は、次の区分によるものとする。

満一才以上　五ｃｃ

満一才未満　三ｃｃ

2　ツベルクリン以外の検査

一　疫学的検査

二　臨床検査

り陽性、陰性又は疑反応を判定すること。

二　注射前における注射部位の皮膚の厚さの測定と注射後における注射部位の皮膚の厚さの測定は、やむをえない事由がある場合のほかは、同一人が行うこと。

三　腫脹（しゅ）の差が五ミリメートル以上であつて硬結を伴うものを陽性、腫脹（しゅ）の差が三ミリメートル以下であつて硬結を伴わないものを陰性、陽性及び陰性でないものを疑反応とすること。

四　ツベルクリンの注射後四十八時間を経過した時における注射部位の皮膚の厚さと注射前における同部位の皮膚の厚さとの差が五ミリメートル以上であつて硬結を伴うものは、その時において陽性の判定をすることができる。

五　結核病の疑似患畜については、十四日以上六十日以内の間隔をおいて検査を繰り返すこと。

六　結核病の患畜又は疑似患畜と同居した牛については、十四日以上六十日以内の間隔をおいて検査を繰り返し、引き続き二回の検査においてその牛及びその牛と同居する全ての牛が陰性となるまで検査を行うこと。

2　皮下注射法の場合

一　ツベルクリンの注射後八時間から二十四時間までの間に二時間ごとに行

リンによる検査以外の検査により明らかに結核病にかかつていると診断できるもの

三　結核病の疑似患畜についての再検査において引き続き二回ツベルクリン反応が疑反応であるもの

次のいずれかに該当するものは、結核病の疑似患畜とする。

一　ツベルクリン反応が疑反応であるもの

二　ツベルクリンの反応が陰性であるがツベルクリンによる検査以外の検査により結核病にかかつている疑いがあると診断できるもの

3　1及び2に該当しないものは、結核病の患畜又は疑似患畜でないものとする。